

## 司法試験委員会会議（第36回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成19年6月6日（水）15：00～15：55

### 2 場所

法務省第一会議室

### 3 出席者

司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）大野恒太郎，奥田隆文，小幡純子，長谷川真理子，本間通義（敬称略）

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

稲田伸夫人事課長，山口久枝人事課付，濱田亮二試験管理官

### 4 議題

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）
- (2) 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（委員会決定）の改正について（協議）
- (3) 平成19年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (4) 平成19年新司法試験の実施状況について（報告）
- (5) 平成19年新司法試験考査委員の推薦について（協議）
- (6) 平成19年新司法試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (7) 併行実施期間中（平成20年以降）の旧司法試験及び新司法試験の合格者数の目安について（協議）
- (8) その他報告案件
- (9) 次回開催日程等について（説明）

### 5 配布資料

資料1 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い

資料2 平成19年新司法試験受験状況

資料3 平成19年新司法試験考査委員推薦候補者名簿

資料4 短答式試験の受験期間別受験者数調等

資料5 法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者による協議会の設置について

### 6 議事等

- (1) 平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）

平成19年度旧司法試験第二次試験短答式試験について，及落判定考査委員会議の判定に基づき，合格点47点以上の，2,219名を合格者とする事が決定された。

「旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第10条に基づく合格者の受験番号の官報公告は，6月20日（水）付け官報により行なうこととされた。

- (2) 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い(委員会決定)の改正について(協議)  
身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについて、協議がなされた。  
協議の結果、受験特別措置の基準中、1 旧司法試験の視覚障害関係の障害区分欄の特別に措置する事項 について、「点字による司法試験用法文の貸与」を削除することとされ、資料1のとおり、受験特別措置の基準の改定を行うことが決定された。
- (3) 平成19年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について(協議)  
平成19年新司法試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において満点の40%点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が210点以上の成績を得た3,479人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者とする決定がなされた。
- (4) 平成19年新司法試験の実施状況について(報告)  
事務当局から、平成19年新司法試験の実施状況について、資料2のとおり報告があった。
- (5) 平成19年新司法試験考査委員の推薦について(協議)  
平成19年新司法試験考査委員の候補者として、資料3記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (6) 平成19年新司法試験における不正受験者の取扱いについて(協議)  
事務当局から、平成19年新司法試験において法文を持ち込む不正行為が発覚したことについて、その経緯等について説明があった。  
協議の結果、当該不正行為を行なった受験者に対し、3年間司法試験を受けることができないものとする旨、処分に先立って通知し、行政手続法に基づく弁明の機会を付与することとされた。
- (7) 併行実施期間中(平成20年以降)の旧司法試験及び新司法試験の合格者数に関する方針について(協議)

( 委員長 , 委員 , 事務当局 )

資料4は、前回御協議いただいた際、旧司法試験の受験者について、新たに受験する者がどの程度いるのかなど、資料があればというお話があったことから、準備したものである。

平成16年度から19年度までの間の旧司法試験短答式試験の受験者について、受験期間別と職業別の数を表したものである。受験期間というのは、初回受験してからの年数であり、受験回数ではない。また、職業というのは、受験願書の記載によるものである。平成17年からは、法科大学院生という項目があるが、平成16年については、法科大学院生という項目がないが、これは、出願時期が前年度の2月であることからである。

受験者数は、減ってはいるが、依然、1年目あるいは大学生の受験者・出願者が相当数いるということである。

大学生が結構多いという印象を受ける。大学4年のときに、既に法科大学院ができてい

るという人でも、旧司法試験を受験しているということのようだが、そういう人のための併行実施ではないと思う。

併行実施期間が始まってからの新規参入者がまだまだ、相変わらずいるということになる。旧司法試験は今年300であるが、20年は、一気に150というのもあり得るのではないか。1案、2案、3案、いずれも、200、100、5～60。最後の年は、まあ、50人単位にまで細かく数字を示すこともないのではないかと思うが。

一つの目安として示すものであり、「50から60」では、確かに、細くなりすぎている印象はある。

目安というのはある程度、幅があっていいという前提だと思っている。

これまで協議してきているが、関係者が示した1、2、3案やこれから示す目安について、何か他に御意見はないか。なければ、既にいろいろ議論したところであるが、次回までに、私の方で、今までの議論を踏まえて、どのように目安を示すかという案を作成してまいりたい。その案を基に、次回御協議いただくというのはいかがか。

(一同了承)

(8) その他報告案件

事務局から、本年5月25日に設置された「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会」について、報告があった。

(9) 次回開催日程等について

次回の司法試験委員会は、平成19年6月22日(金)午前10時から開催することが確認された。

(以上)